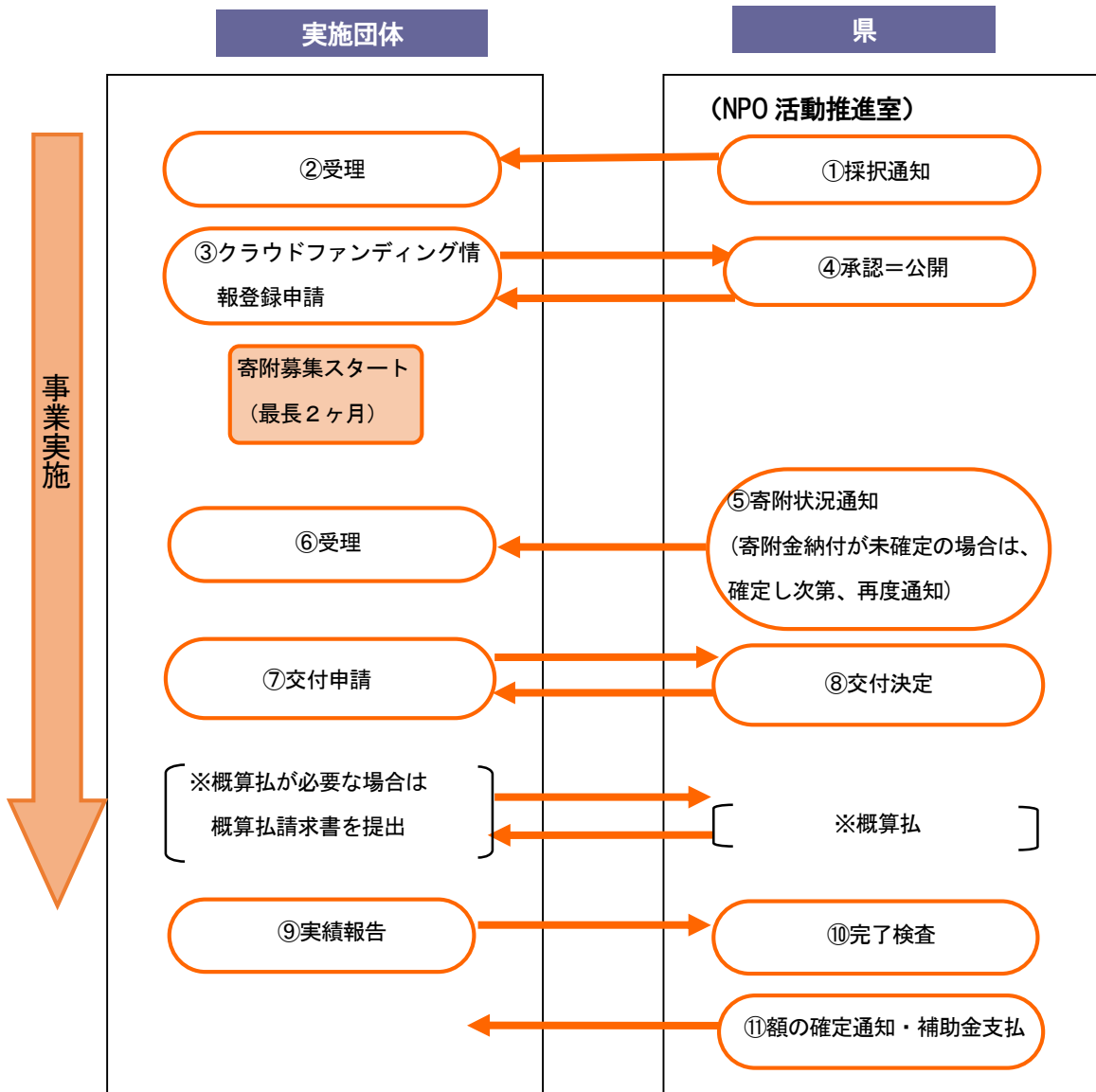


令和5年度第1回団体活動支援事業(提案型事業)

採択後の事業の進め方

事業採択後の実施方法

- 事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- 補助金交付額については、経費の内容等を精査のうえ決定します。



1. 採択後から交付決定までの手続き

(1)クラウドファンディングによる寄附金募集(令和5年3月下旬から)

- ・採択通知を受け取った実施団体は、「県民活動応援サイト 島根いきいき広場」において情報登録申請し、県の承認を得た後、クラウドファンディングを開始してください。
※詳細はP3～4「クラウドファンディング実施手続き」をご確認ください。
- ・募集期間は最長2ヶ月です。当初1ヶ月と設定した場合でも、1ヶ月経過後に目標額に達していなければ延長可能です。

(2) 寄附状況通知

- ・寄附募集期間終了後、県から「寄附状況通知」を送付します。
- ・寄附状況通知では以下の2点についてお知らせします。
 - ① 寄附申込額（期間内の寄附申込額の合計）
 - ② 寄附確定額（①の内、県において入金を確認した額の合計）
- ・①と②に差額がない場合は、(3)の交付申請を行ってください。
- ・①と②に差額がある場合は、申込のあった寄附の内、未入金の寄附金がある状態です。その場合、後日、県が設定する納期限^{※1}までに入金があったものを寄附確定額とし、再度実施団体に通知しますので、内容を確認のうえ、(3)の交付申請を行ってください。
- ・納期限を過ぎて入金された寄附金は通常の団体希望寄附へ充当します。

(3) 交付申請・交付決定

- ・県からの寄附状況通知に、交付申請手続きの様式を添付して送付します。（県HPでも様式データがダウンロードできます。）
- ・実施団体は、「活動支援金交付申請書（様式第5号）」を県に提出してください。
- ・県で補助金交付申請書の内容を審査のうえ、実施団体へ交付決定を行います。

2. 交付決定後の手続き

- ・事業内容の大幅な変更が生じる場合^{※2}は、「活動支援金変更交付申請書（様式第6号）」の提出が必要になります。
- ・事業実施に際して当面必要な経費については概算払^{※3}を受けることができますので、事前に県へ相談の上、「活動支援金概算払請求書（様式第8号）」を提出してください。
- ・事業の実施は令和6年3月31日までです。

3. 事業実施後の手続き（実績報告・額の確定）

- ・事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに「社会貢献活動事業実績報告書（様式第7号）」を県へ提出してください。
- ・県は、実績報告書の内容に基づき完了検査を行い、検査に合格した場合は提案団体に通知するとともに、補助金（概算払がある場合は残額）を支払います。

4. 注意事項

- ・手続きは「補助金等交付規則（昭和32 島根県規則第32号）」、「島根県社会貢献活動促進基金実施要綱（平成21年島根県告示第15号）」により行ってください。
- ・各種申請及び提出にあたって書類に事業名・団体名・代表者名を記載する際は、事業採択書に記載されている事業名・団体名・代表者名を記載してください。
(例：団体名「特定非営利活動法人〇〇」、代表者名「理事長▲▲」として採択を受けた場合は、その後、県に提出する書類の団体名を「NPO法人〇〇」としたり、代表者名を「理事▲▲」等に変更することはできません。)

^{※1} 県が申込を確認した後、寄附者へ納入通知書を送付します。納期限は通知日から起算して15日後です。

^{※2} ①事業の中止又は廃止②内容の主要な部分に関する変更③支援金の20%を超える減額

^{※3} 概算払を受けることができるのは、交付決定後に限ります。

クラウドファンディング実施手続き

採択通知を受け取った実施団体は、以下の手順でクラウドファンディングを開始してください。

1. 「県民活動応援サイト 島根いきいき広場」（以下、「いきいき広場」という）への団体登録

(1)既に団体登録をしている方

→2へ

(2)未登録の方

→「いきいき広場」に団体登録をする必要があります。下記URLから登録してください。

https://www.shimane-ikiiki.jp/entry/entry_group.html

2. クラウドファンディング権限付与

- ・団体登録済みの実施団体に対して、クラウドファンディング情報登録ができる権限を付与します。（権限付与に関して団体側の手続きはありません。）
- ・権限付与後、県から実施団体の担当者に電話又はメールでご連絡します。

3. クラウドファンディング情報登録

- ・クラウドファンディング権限付与後、サイドメニューのクラウドファンディング情報登録画面から登録をしてください。
- ・登録にあたっては、団体活動支援事業申請時に提出いただいた「いきいき広場寄附募集画面記載項目等」を参照してください。
- ・文字の大きさの変更や画像の挿入が可能です。詳細については、別途、サイトマニュアル「クラウドファンディング情報登録編」をメールにて送付いたしますので、ご確認ください。

4. クラウドファンディング情報登録後

クラウドファンディング登録情報のすべての入力完了後、“申請”ボタンをクリックしてください。その後、県が承認し、一般公開されます。

5. クラウドファンディング情報公開後

- ・公開後の情報については、必須項目（団体名、事業名、事業実施地域、事業の分野、目標金額、募集期間）以外は自由に編集することができます。（変更した際は県に通知が届きます。）
- ・なお、必須項目については、県においてのみ編集が可能です。編集をしたい場合は県までご相談ください。

6. クラウドファンディング募集期間終了後

(1) 期間内に目標金額を達成した場合

目標金額に達した時点で、募集期間内であっても寄附の募集を停止します。

(2) 期間内に目標金額に達しなかった場合

- ・ 目標金額の達成に関わらず募集期間終了時点で寄附の募集を停止します。
- ・ 募集期間内に寄附のあった金額で事業を実施していただきます。

(問い合わせ先)

事業全般に関すること(担当: 岩成)

TEL: 0852-22-5096

Mail: npo@pref.shimane.lg.jp